

令和3年塩尻市議会9月定例会

予算決算常任委員会会議録

○日 時 令和3年9月24日（金） 午前10時20分

○場 所 第一・第二委員会室

○審査事項

議案第23号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）

○出席委員

委員長	中村 努 君	副委員長	篠原 敏宏 君
委員	牧野 直樹 君	委員	樋口 千代子 君
委員	赤羽 誠治 君	委員	平間 正治 君
委員	小澤 彰一 君	委員	中野 重則 君
委員	横沢 英一 君	委員	西條 富雄 君
委員	青柳 充茂 君	委員	金子 勝寿 君
委員	山口 恵子 君	委員	古畑 秀夫 君
委員	丸山 寿子 君	委員	柴田 博 君
委員	永田 公由 君		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

別紙名簿のとおり

○議会事務局職員

事務局長	小松 秀典 君	事務局次長	小澤 秀美 君
事務局係長	酒井 千鶴子 君	事務局主事	小林 貴裕 君

午前10時20分 開会

○委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから9月定例会予算決算常任委員会を開会いたします。本日の委員会は、委員全員出席しております。

それでは、審査に入る前に理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 改めまして、委員会をお開きいただきましてありがとうございます。申し上げましたとおり、一般会計補正予算（第7号）につきまして、よろしく御審査をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長 当委員会に付託されました議案は、別紙委員会付託案件表のとおりです。

ただいまから、議案の審査を行います。円滑な議事進行のため、簡潔明瞭な説明、質問、答弁を心がけていただきますよう御協力をお願いいたします。また、発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。

議案第23号 令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）

○委員長 それでは、議案第23号令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。一括して説明を求めます。

○財政課長 それでは、お手元の別冊補正予算書を御覧いただきたいと思います。1ページ、議案第23号令和3年度塩尻市一般会計補正予算（第7号）です。第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,380万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ317億3,211万9,000円とするものです。

それでは、内容につきましては歳出から御説明を申し上げますので、12、13ページをお開きください。以降、内容につきましては担当の課長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○産業政策課長 それでは、7款1項2目商工振興費の白丸、新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業につきまして、最初の黒ポツ、支援業務代行委託料400万円及びその次の黒ポツ、新型コロナ中小企業者等独自応援金事業負担金5,700万円の増額補正をお願いするものです。4月以降の新型コロナウイルスの第4波、第5波の影響を受けたものの、国の月次支援金や県の特別応援金、この制度につきましては対前年の同月比で月間の事業収入が50%以上減少した事業者を対象にしておりますが、この支給対象とならない市内事業者の中にも厳しい経営が続いている状況があるため、新たな事業を創設し支援するものです。対象は本年4月から9月のいずれかの月間売上が昨年または一昨年の同月比で30%以上50%未満減少している事業者に対し、減少分の金額を上限10万円支給することとしております。また、10月11日に受け付けを開始する予定でして、現在条件などの制度設計の策定を進めているところです。なお、財源につきましては、8月23日に国から交付限度額の連絡がありまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金6,029万9,000円を充当することとしております。私からの説明は以上となります。

○農林課長 続きまして、11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費であります。これは先月13日から19日にかけて記録的な大雨となり、市内各地で被害が発生していることにより、災害復旧を行うものであります。農業用施設災害は現時点で116か所であり、そのうち国庫補助対象外、該当しないものが96か所、また林業施設災害は64か所のそれぞれの復旧費について増額補正をお願いするものであります。

まず、1目農業施設災害復旧費の白丸、市単農業施設災害復旧費4,665万円であります。1つ目の黒ポツ、重機借上料3,720万円は、農業用水路の土砂撤去、またのり面や畦畔が流出したことによる復旧など82か所の重機借上料であります。2つ目の黒ポツ、災害復旧工事845万円は、農業用水路などの構造物の復旧や護岸崩落などの復旧が主なものでありまして、11か所の復旧工事であります。

続きまして、2目林業施設災害復旧費の白丸、市単林業施設災害復旧費5,010万円であります。3つ目の黒ポ

ツ、重機借上料 1,860 万円は、林業作業道合わせて 38 路線 51 か所の土砂撤去や路面整備等であります。その下の黒ポツ、災害復旧工事 2,950 万円は、林道作業道におきまして発生した路肩やのり面崩落による復旧工事、また山腹崩落箇所の土留め工が主なものでありまして、13 か所の復旧工事となっております。なお、1 項農林水産施設災害復旧費の財源としましては、12 ページの補正額の財源内訳にもありますように、災害復旧事業債を充当することとしておりまして、いずれも充当率は対象事業費で 65% となり、農業災害は 3,010 万円、林業災害は 1,650 万円となっております。私からは以上です。

○**デジタル戦略課長** 私からは 11 款 3 項 1 目総務管理施設災害復旧費について御説明いたします。説明欄の白丸、市単総務管理施設災害復旧費 156 万 2,000 円につきましては、土砂崩れにより切断された市道塩尻勝弦線及び県道檜川岡谷線沿いの 2 か所の光ケーブルの仮復旧工事費用です。塩尻勝弦線では土砂崩れにより電柱が倒れ、ケーブルが切断されたため、中部電力の仮設の電柱にケーブルを仮復旧した費用として 85 万 8,000 円、また県道檜川岡谷線では土砂崩れによる倒木によりケーブルが切断されたため、これを仮復旧した費用として 70 万 4,000 円です。なお、今後電柱の本復旧が完了した後にケーブルの本復旧作業を実施する予定です。私からは以上です。

○**生活環境課長** 4 項衛生施設災害復旧費 1 目保健衛生施設災害復旧費補正額 130 万円の説明欄です。災害復旧工事ですが、東山霊園の自動車で行く霊園内を周回している通路ですが、そこに大雨の関係で山のほうから大量の土砂が流れ込みまして、一時通行止めの状態でしたので、土砂を撤去する工事及び道路を一部復旧する工事の補正をお願いするものです。私からは以上です。

○**観光課長** 続きまして、5 項 1 目商工施設災害復旧費中 14 節工事請負費、その備考欄白丸、市単商工施設災害復旧費の黒ポツ、災害復旧工事 823 万円余につきましては、豪雨によりみどり湖水芭蕉公園横からみどり湖へ流入する沢が上流からの土砂で決壊し、水芭蕉公園の水路等が土砂に流されたり詰まったりして使用不能となったため現状復帰をする工事及び同じく豪雨により田川浦湖からみどり湖へ排水する水路部分に流木が堆積し、田川浦湖の水位が異常に高くなり、栈橋ごと流されたり横の道へ水があふれたため、流木で水がせき止められにくくするよう栈橋の水路に架かる部分を切断し、排水しやすくする工事等をするものです。なお、財源につきましては、商工施設災害復旧事業債を充てるものです。

○**危機管理課長** 続きまして 14、15 ページ、6 項 1 目消防施設災害復旧費、こちらを 382 万 7,000 円増額するものです。説明欄の黒ポツ、営繕修繕料 220 万円でございますが、奈良井宿の防火用水の取水口部分の修繕工事費です。次の黒ポツ、消火栓新設改良負担金 162 万 7,000 円は、塩嶺別荘地内で土砂に押し流された消火栓 1 基の復旧工事費負担金であります。財源については、いずれも災害復旧事業債を充てて対応いたします。以上です。

○**教育総務課長** 続きまして、7 項教育施設災害復旧費 1 目小学校施設災害復旧費、説明欄白丸、市単小学校施設災害復旧費につきましては、8 月 15 日の大雨によりまして、木曾檜川小学校敷地内のすぱーく・檜川東側通路及び駐車場に国道 19 号側からの土砂流入に伴い、土砂撤去のための重機を借り上げたものです。土砂の流入範囲は 695 平米でしたが、学校活動への影響は特にありません。財源としましては、小学校施設災害復旧事業債を充当しています。歳出の説明は以上です。

○**財政課長** それでは、続きまして歳入のうち一般財源について御説明申し上げます。10、11 ページをお開きください。上から 2 つ目の 20 款繰越金でございます。今回の補正におきまして不足する財源をここまで留保しております前年度繰越金の一部で賄うものです。

4、5ページをお開きください。4ページから6ページまでの第2表の地方債補正です。それぞれここまでに説明のありました市債につきまして、限度額などを変更及び追加するものです。説明は以上です。

○**委員長** それでは、質疑を行います。委員の皆さんから質問はありますか。

○**永田公由委員** 財政課長に聞きたいのだけれど、新型コロナに関して国からの国庫支出金というのは、塩尻市は総額でどのくらい来ていますか。

○**財政課長** 総額となりますと令和2年度からというお話になってしまうのですが、まず令和2年度は3回の補正がありました。その中で第1回が2億2,000万円余、第2回目が6億6,000万円余、第3回目が3億2,000万円余ということで、ただ第3回目の3億2,000万円余については、ほぼ全額を令和3年度に繰越しをしております。ですので、まず令和2年度の中では、総額で12億4,100万円余となっております。先ほど申し上げました令和3年度へ繰越しをした3億2,500万円、これに加えまして今回第5波などの関係で6,000万円余の追加の交付内示があったというような状況です。

○**委員長** いいですか。ほかにありますか。

○**山口恵子委員** 13ページの新型コロナウイルス感染症対策中小企業等支援事業についてお聞きします。国県の支援事業ですと50%以上減少が対象であります、市内では特に中小または個人事業主が50%までは行かないけれども、なかなか維持継続していくのが厳しいという企業がありますので、この事業はしっかり取り組んでいただきたいと思います。その中で10月12日スタートを予定しているということですが、実際に申請をして給付金が該当者に支払われるまでの期間をどのくらい想定しているのかについてお聞きします。なかなか資金が来なくて営業が厳しいというお声をよく聞いていますので、その辺についてお聞きします。

○**産業政策課長** 今回の応援金につきましては、振興公社へ委託する予定としております。KADOになりますけれども、そちらで受け付けを開始します。人数もある程度そろえていただく中で、審査自体はスムーズにやっただけだと考えておりますし、あと、支出も整い次第、支払いを行っていきたくと考えておりますので、本当に書類的に問題がなければ数日で支給はできるかと考えております。

○**山口恵子委員** あと、県の特別給付金は中小企業と個人事業主で支援する金額が違っていました、市の場合はそれを両方とも合わせて上限が10万円という対応でいいのかということと、もう一つ、県のほうは手続1,000円未満切捨てということで申請手続をしていただいています、その辺は、市はどのような対応をされるのかお聞きします。

○**産業政策課長** 県の特別応援金につきましては、法人個人それぞれ金額が分かれています、市としましては、個人事業主でも大規模に事業を展開している方もいらっしゃいますので、今回については対象月の売上げの差ということの中で基本的に同額ということにさせていただいております。また、1,000円未満につきましては、今回の要綱につきましては、県の特別応援金の要綱がもう出ております。基本それに準じようかと考えておりますので、切捨てについても同じ1,000円未満を考えております。

○**山口恵子委員** 特に個人事業主の方は申請手続がなかなか不慣れな場合もありますので、その辺の対応を丁寧にさせていただきたいと思います。これは要望にします。

○**委員長** ほかにありますか。

○**副委員長** 2点お伺いします。1点目ですが、総務管理費の光ファイバーの復旧2か所ということだと思いま

すが、この本復旧がされた後の復旧経費については、今回の補正の範囲内でここに入っているという理解でよろしいですか。

○デジタル戦略課長 本復旧の費用については、まだ時期も未定であることから、今回の補正はあくまでも仮復旧のみの費用です。

○副委員長 了解しました。それともう1点、15ページの消防施設の災害復旧、これは私の地元の防火用水の取水口が詰まってという現状はよく理解もして、私も担当の職員にお願いに上がったりもしているのですが、これは災害が起きてもう40日くらいになります。その間、この用水には水が流れていません。そしてこれは主な目的が2つあって、1つはならい荘の駐車場にあります大きな480トンのタンクに給水する水と、もう1つはこの用水自体が消防の防火用水になっていまして、家の裏を流れているのですが、もし火事があればそこから即取水をするという用水であります。これがもう1か月以上水が来ていない状態が続いているということの中では、地元ではかなり不安を抱えている方もおります。お伺いしたいのは、災害復旧の財源を起債でつけて、そしてしっかりやっていただくという内容になっていますが、予備費を使って取りあえず現場に水をとにかく取り込む、その作業をやっていただくという方法については不可能でしょうか。

○財政課長 予備費の活用につきましては、そういった緊急災害等ですので、それはそれで十分可能かと思えます。ただそのほかにも流用対応ですとか、いろいろな方法があるわけですが、今回できない一番の原因というのは、ああいった大規模な改修なので濁水期でないとできないというところもありますので、そのあたりも含めて、予算対応については担当課と相談の上、現状のとおりとさせていただきますところでは。

○副委員長 これから業者を入札で決定して資材調達をして着工するということになると、またもう1か月とか2か月最低かかるのではないかと思います。その間水が流れない状態が続くということになりますが、例えば消防のポンプで水を上げるとか仮に流すというようなことも委員会審査の中では話を聞いていましたけれども、そのあたりの対応予定等はありませんか。

○危機管理課長 実際に例えば火事が起こったということであるとすれば、今取水のできない用水路のところは空で水が流れていないわけですが、直接奈良井川からポンプアップしてその水路へ水を流し込むというような対応をすることで地元の消防団とも話はして、地元としては、いざというときはそういった対応をしていくということで調整をしているところです。

○副委員長 分かりました。理解はしますが、今のお話は、水をかけるために奈良井川本流から直接、緊急の場合は取水をするということですか。それともそこから取りあえず水路へ流して、そこからまた水を取るという話ですか。

○危機管理課長 奈良井川からの取水ということで、奈良井川から水路のほうへ水を直接入れるという形です。

○副委員長 火事の時それをやっていると多分間に合わないの、ホースが長くなっても本流から取水をして、10本くらいつなげて放水と、現場ではそういうふうが多分なるのではないかなと思います。その用水へ水を流して用水から取水をするというのでは、そこへ水が来るまでに家が何軒か燃えてしまうということがありますので、そういう現場ですので、ぜひ皆さんに御理解をいただき、対応ができる範囲で処置を何とかお願いできないかと、これは要望にさせていただきます。以上です。

○委員長 ほかにありますか。いいですか。

ないようですので、これより自由討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 次に、議案に対する討論を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 ないようですので、議案第23号については、原案のとおり認めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○委員長 御異議なしと認め、議案第23号は全員一致をもって可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、当委員会に付託された案件につきましては審査を終了いたします。

理事者から挨拶があればお願いします。

理事者挨拶

○副市長 御審査をいただきまして、全ての案件につきましてお認めをいただきました。大変ありがとうございました。

○委員長 以上をもちまして、9月定例会予算決算常任委員会を閉会といたします。お疲れさまでした。

午前10時42分 閉会

令和3年9月24日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

予算決算常任委員会委員長 中村 努 印